

**平成 20 年版
不動産コンサル 再現問題集**

(2823)

【法改正による修正・正誤のお知らせ】

平成 20 年 6 月 24 日
 (株)住宅新報社
 法律・資格図書編集部
 TEL : 03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、試験は、平成 20 年 11 月 9 日(日)に実施されます。

ページ・位置		誤	正
P182	下から 15 行目	□年以下	□年未満
P251	上から 10 行目	3.5%となった	3.5%となった。なお、20 年 4 月 1 日以降の取得にかかる税率は、本則の 4%となる
	下から 9 行目	減額される(同法附則 16 条 1 項・2 項)。	減額される。なお、平成 20 年度税制改正により 22 年 3 月 31 日まで延長された(同法附則 15 条の 6 第 1 項・2 項)。
P302	下から 12 行目	(地方税法附則 11 条 9 項)。	(地方税法附則 11 条 7 項)。
P333	上から 9 行目	建物譲渡特約付借地権(同法 23 条)	建物譲渡特約付借地権(同法 24 条)
	上から 12 行目	事業用借地権(同法 24 条)	事業用借地権(同法 23 条)
	上から 13 行目	10 年以上 20 年以下	10 年以上 50 年未満
	下から 10 行目	年以上 20 年以下	年以上 50 年未満
	下から 9 行目	そして、事業用借地権には	そして、存続期間を 10 年以上 30 年未満とする事業用借地権には
	下から 7 行目	また、	なお、
	下から 6 行目	10 年以上 20 年以下	10 年以上 50 年未満

P334	上から 2 行目	事業用借地権には,	存続期間を 10 年以上 30 年未満とする事業用借地権には,
	〔設問1の解答欄〕	20	50

【正誤】 次のような誤りがありましたので、ご訂正願います。誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置		誤	正
P199	下から 13 行目	損失の全額が	損失の全額は
P202	上から 6・7 行目	については,その貸付けが住宅の……課税対象とはならない	についても同様である
P212	下から 12 行目	A の効用積数 = $10 \times 240 + 4 \times 260$	A の効用積数 = $240 \times 10 + 260 \times 4$
	下から 10 行目	B の効用積数 = $6 \times 260 + 4 \times 260$	B の効用積数 = $260 \times 6 + 260 \times 4$
	下から 8 行目	C の効用積数 = $4 \times 260 + 4 \times 260$	C の効用積数 = $260 \times 4 + 260 \times 4$
	下から 6 行目	D の効用積数 = 4×260	D の効用積数 = 260×4
P279	下から 2 行目	所得価格	取得価格